

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 課 税 部 長

東日本大震災により相続財産等が被害を受けた場合の災害減免法第 4 条又は第 6 条に規定する「被害を受けた部分の価額」の合理的な計算方法について（指示）

標題のことについては、平成 23 年 4 月 27 日付課資 5-14「東日本大震災により相続財産等が被害を受けた場合の災害減免法第 4 条又は第 6 条に規定する『被害を受けた部分の価額』の合理的な計算方法について（指示）」（以下「平成 23 年 4 月 27 日付指示」という。）により取り扱うこととしているところであるが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）による災害により被害を受けた財産について災害減免法第 4 条又は第 6 条の規定の適用を受ける場合において、被害を受けた部分の価額の計算に使用する「別表 1 被害割合表」については、下記により適切に取り扱われたい。

（趣旨）

平成 24 年 7 月 24 日付で東京電力㈱が公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（避難指示区域内）」（以下「賠償基準」という。）において、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の宅地・建物や家財については、損害があったものとして賠償の対象とされたところである。

当該賠償基準により賠償の対象とされた、建物や家庭用財産の被害を受けた部分の価額の計算に使用する被害割合については、当該賠償基準における取扱いに準ずることとし、平成 23 年 4 月 27 日付指示の適用に関し、所要の措置を講ずるものである。

記

○ 別表 1 被害割合表

区 分		被害区分	被害割合		摘 要
			建物	家庭用財産	
原 発 事 故	帰 還 困 難 区 域	—	100%	100%	
	居 住 制 限 区 域 又 は 避 難 指 示 解 除 準 備 区 域	—	n/72	75%	n：避難指示期間（月数）

（注） 「避難指示期間」とは、東京電力㈱が賠償額の算定の基礎とした、原発事故の発生時から避難指示の解除見込み時期までの期間（月数）をいう。

（参考） 賠償基準において、宅地・建物については、帰還困難区域は原発事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は、原発事故時点から 6 年（72 か月）で全損とし、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償することとされている。

また、家財については、家族構成に応じて算定される定額を賠償することとされており、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の家財の賠償額は、帰還困難区域内の家財の賠償額のおおむね 75%とされている。